

証券コード 3816
2026年10月 7 日

株 主 各 位

大阪府高槻市若松町36番18号
株式会社大和コンピューター
代表取締役社長 中 村 憲 司

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.daiwa-computer.co.jp>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」を選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3816/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大和コンピューター」または「コード」に当社証券コード「3816（半角）」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年10月27日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2026年10月27日（火曜日）午後6時までには、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁から4頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年10月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府高槻市野見町6番8号
高槻城公園芸術文化劇場 南館 太陽ファルマテックホール
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第50期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ③ （ご参考）「連結株主資本等変動計算書」

従いまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、インターネットまたは郵送（議決権行使書）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2026年10月27日（火曜日）の午後6時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、景気が緩やかな回復基調で推移した一方で、円安等による物価上昇の継続、中東情勢の緊迫化に伴う資源価格の高止まりや調達環境の不透明化等により、先行き不透明な状況が続きました。

情報サービス産業においては、企業のIT投資意欲は幅広い業種において底堅く推移しており、DX推進、働き方改革や人手不足への対応、デジタル化による自動化・効率化・省力化等に向けたシステム投資需要は堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社は中期経営計画「DCX2030」（2026年7月期～2030年7月期。以下、「同計画」）に基づき、事業ポートフォリオにおける主力であるソフトウェア開発事業の継続的な成長を図るとともに、クラウドサービス及びスマート農業分野においては、サービス強化を通じた事業成長の加速に取り組んでおります。また、AIの活用による生産性の向上にも取り組んでおり、その成果も徐々に顕在化しております。

これらの取り組みにより、売上高は概ね計画どおりに推移しました。また、利益面では、戦略的投資を計画どおりに実施したことにより、当初想定した水準で推移しました。

その結果、当事業年度における経営成績は、次のとおりとなりました。

売上高は3,078,127千円（前期比53,621千円増）と堅調に推移し、同計画に基づく戦略的投資の実施に伴う先行費用の発生等により、売上総利益は760,500千円（前期比221,636千円減）となりました。販売費及び一般管理費は491,900千円（前期比66,326千円増）、営業利益は268,600千円（前期比287,963千円減）となりました。営業外収益が60,159千円、営業外費用が13,422千円であったことから、経常利益は315,337千円（前期比294,119千円減）となりました。税引前当期純利益は315,337千円（前期比294,119千円減）、税金費用は88,495千円（前期比111,314千円減）となり、その結果、当期純利益は226,841千円（前期比182,805千円減）となりました。

事業の種類別の状況は、以下のとおりであります。

（ソフトウェア開発関連事業）

受注は堅調に推移したことにより、売上高は2,467,124千円（前期比69,606千円増）となりました。一方、前期に引き続き、今後の受託開発案件の獲得を見据えた支援型の案件の比率が高かったことにより、営業利益は277,117千円（前期比180,222千円減）となりました。

（サービスインテグレーション事業）

受注は堅調に推移したことにより、売上高は503,287千円（前期比19,600千円増）となり、引き続き人員の増強による人件費の増加、並びに体制強化による外注費の増加により、営業利益は47,305千円（前期比76,740千円減）となりました。

2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は44,189千円（建設仮勘定を含む。）であり、その主なものは、事業環境の整備に伴う設備投資、IT基盤強化のための情報システムへの投資であります。

3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、自己資金によりまかないました。

4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 (2023年7月期)	第 48 期 (2024年7月期)	第 49 期 (2025年7月期)	第 50 期 (当事業年度) (2026年7月期)
売 上 高(千円)	2,873,736	3,111,766	3,024,505	3,078,127
当 期 純 利 益(千円)	328,340	315,798	409,646	226,841
1株当たり当期純利益 (円)	84.74	81.48	105.70	58.54
総 資 産(千円)	5,555,388	5,902,519	6,016,808	6,213,040
純 資 産(千円)	4,672,418	4,963,629	5,219,874	5,428,013
1株当たり純資産額 (円)	1,205.45	1,280.70	1,346.98	1,400.78
最 高 株 価 (円)	1,146	1,590	1,300	1,265
最 低 株 価 (円)	877	930	932	1,079
日 経 平 均 株 価 (円)	33,172.22	39,101.82	41,069.82	64,362.02
株 主 数 (名)	3,782	4,956	9,041	11,416

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
2. 日経平均株価は、各事業年度末日におけるものであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社フィット・コム	40,000千円	100%	健康増進施設向け A S P 事業
株式会社ルーツ	10,000千円	100%	農作物の生産・加工・販売 農業生産に必要な資材等の 製造・施工
浅小井農園株式会社	9,000千円	100%	トマトの生産・加工・ 運 搬 ・ 販 売

(4) 対処すべき課題

当社は、2030年7月期を最終年度とする中期経営計画「DCX2030」（Daiwa Computer Transformation 2030）を2025年9月に策定いたしました。本中期経営計画は、創業50周年を迎える2027年を一つの節目と捉え、第二創業期としての変革を推進する事を目的としております。これを実現するため、当社は以下の課題に重点的に取り組み、持続的な成長と企業価値の向上を目指します。

1. 既存事業の深化と重点注力事業の拡大

当社は、長年にわたりソフトウェア開発を中核事業として、製造・流通・サービス分野を中心に高品質なシステムを提供してまいりました。今後もこれらの分野において、顧客ニーズの高度化に対応し、安定的な収益基盤の維持・強化を図ってまいります。

一方で、クラウドサービス、スマート農業（i-農業[®]）^(*)1)などの事業領域においては、社会課題の解決と技術革新の両立を目指し、ソフトウェア開発に並ぶ収益の柱として拡大を進めてまいります。

(1) ソフトウェア開発

- ① 既存取引先との良好な関係をさらに深化させ、協業体制の強化を通じて事業の拡大を図ります。
- ② 多様な案件に対応可能な高度な技術力を持つエンジニアの育成を推進します。
- ③ 生成AIの利活用による生産性向上をさらに進めます。

(2) クラウドサービス

- ① 利用者選ばれ、継続的に利用される価値あるサービスの提供を目標に、サービスの魅力向上と他社サービスとの差別化を追求します。
- ② 営業施策の強化による認知度向上に努めます。
- ③ 安心、安全な利用環境の提供に向けて、サービス基盤の強化を進めます。

(3) スマート農業

- ① 農業の生産性、安定性、持続性の向上を目的とし、情報通信技術（ICT）を活用した製品・サービスの開発を推進します。
- ② スマート農業事業の拡大に向けて、投資効果の高い設備投資を戦略的に実行します。

2. 人的資本への投資

I T 業界において競争力の源泉は人材であり、当社は高度な技術力と業界知識を持つ人材の育成に注力しております。次世代人材の育成、働き方改革、キャリア形成支援などを通じて、人的資本への投資を加速させ、組織力の向上を図ってまいります。

- (1) 新卒採用を中心にエンジニアの育成を進める一方、中途採用の強化にも取り組み、一定の進展が見られました。引き続き、新卒採用と中途採用をバランスよく推進し、多様な人材の確保を通じて、事業成長を支える人材基盤の強化に取り組みます。
- (2) 人材育成のさらなる強化を目的として、積極的な教育・育成投資を実施します。
- (3) これらの人的資本への投資を実現するため、人事制度をはじめとする各種制度の改善を実施します。

3. A I ^(※2) 関連事業への取り組み

- (1) 生成A I を利活用できるエンジニアの育成を推進します。
- (2) 自社サービス・プロダクトの魅力向上を目的に、A I 機能の導入を推進します。
- (3) 生産性向上を図るため、生成A I の利活用をさらに拡大します。

4. R F I D ^(※3) を用いたサービスの更なる展開

N F C ^(※4) を活用した当社のマーケティングサービスを起点に、新規顧客基盤の拡大を加速します。

*1. スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。

*2. A I （人工知能：Artificial Intelligence）

人間の知的行動を模倣する技術であり、学習、推論、判断を行う能力を持つコンピュータープログラムとして、近年、様々な分野で利活用されています。

*3. R F I D （Radio Frequency Identification）

微小な無線チップにより人やモノを識別・管理する仕組み。

*4. N F C （Near Field Communication）

RFIDの一種で、近距離での無線通信を行う技術です。主にスマートフォンや交通系ICカードでの非接触決済に利用されています。

(5) 主要な事業内容（2026年 7 月31日現在）

事業	主 要 製 品
ソフトウェア開発関連事業	顧客より請け負った受託開発業務を中心に、システム／ソフトウェアの設計・開発・導入・保守などのサービスを提供すること、及びソフトウェア開発プロセスの改善・CMMI導入コンサルティングを提供することで、顧客の企業活動をサポート。
サービスインテグレーション事業	SaaS型によるソフトウェアサービスの提供、及び関連するシステム／ソフトウェアのコンサルティングから設計・開発・導入・保守、ハードウェア販売／導入、サプライ供給などにより、導入システムや企業活動をトータルにサポート。

(6) 主要な営業所（2026年 7 月31日現在）

大阪本社	大阪府高槻市若松町36番18号
東京本社	東京都港区白金台二丁目25番 7 号

(7) 使用人の状況（2026年 7 月31日現在）

使用人数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
188 (1) 名	+4 (－) 名	43.1歳	19.4年

(注) 使用人数は就業人員数であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年 7 月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2026年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 6,912,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,949,762株
(うち自己株式74,782株)
- (3) 株主数 11,416名
- (4) 大株主（上位11名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
(有) ジェネシス	957,361	24.70
中 村 憲 司	699,970	18.06
S C S K (株)	306,613	7.91
大和コンピューター社員持株会	300,004	7.74
光通信KK投資事業有限責任組合	172,900	4.46
京 都 中 央 信 用 金 庫	95,832	2.47
テ イ ネ ン (株)	76,665	1.97
林 正	75,057	1.93
中 村 雅 昭	68,903	1.77
中 村 眞 理 子	68,403	1.76
中 村 佳 嗣	68,403	1.76

- (注) 1. 当社は、自己株式を74,782株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他の株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年7月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	中 村 憲 司	ティネン㈱取締役 帝燃産業㈱取締役
取 締 役 専 務 執 行 役 員	鈴 木 義 人	浅小井農園㈱代表取締役
取 締 役 執 行 役 員	寺 川 英 信	企画管理本部長
取 締 役	田 代 来	オフィス田代㈱代表取締役 田代来税理士事務所所長 ㈱ゴード水処理技研専務取締役
常 勤 監 査 役	松 宮 民 夫	
監 査 役	阿 部 修 二	阿部公認会計士事務所所長 西尾レントオール㈱社外監査役
監 査 役	谷 川 雅 一	弁護士

(注) 1. 取締役田代来氏は、社外取締役であります。
2. 監査役阿部修二氏及び監査役谷川雅一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役阿部修二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役田代来氏及び監査役谷川雅一氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職務を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月別の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬の内容及び額または数の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、対象取締役に對して発行または処分される普通株式の総数は年60,000株以内とする。対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、役位、職責、在任年数、当社の業績を考慮しながら、取締役会において決定するものとする。また、譲渡制限期間は、株式の払込期日から25年間とする。

d. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

役員区分ごとの金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の割合については、次のとおりとする。

役員区分	基本報酬	非金銭報酬等
取締役（社外取締役を除く）	100%	当社業績等により付加
社外取締役	100%	—

（注）取締役には、非金銭報酬等を支給していない代表取締役を含む。

e. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長が具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を踏まえた基本報酬の額の決定とする。非金銭報酬等の株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当数を決議する。

- ② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当社の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、2021年2月15日開催の取締役会において決議された取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していることを審議・確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長である中村憲司が個人別の報酬額を決定しております。

委任した理由は、報酬算定の根拠となる各取締役の役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を踏まえて、総合的・合理的に評価することができると判断したためであります。

- ④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	59 (3)	59 (3)	— (—)	— (—)	4 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	17 (7)	17 (7)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	77 (11)	77 (11)	— (—)	— (—)	7 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は0名）です。
また、金銭報酬とは別枠で、2019年10月25日開催の第43期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬の限度額を30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2019年10月25日開催の第43期定時株主総会において年額24百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役及び監査役であります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役田代来氏は、オフィス田代株式会社の代表取締役、田代来税理士事務所の所長、株式会社ゴード水処理技研の専務取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役阿部修二氏は、阿部公認会計士事務所の所長、西尾レントオール株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役谷川雅一氏は、弁護士であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役 田 代 来	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。税理士及び経営コンサルタントとしての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保することが期待される役割であり、この役割を果たすため、取締役会において適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 阿 部 修 二	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 谷 川 雅 一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,081,996	流 動 負 債	427,201
現 金 及 び 預 金	3,533,980	買 掛 金	8,316
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	493,900	未 払 金	108,105
商 品	5,076	未 払 費 用	113,531
仕 掛 品	587	未 払 法 人 税 等	17,535
前 払 費 用	43,644	未 払 消 費 税 等	19,132
そ の 他	8,913	契 約 負 債	46,866
貸 倒 引 当 金	△4,106	預 り 金	13,339
固 定 資 産	2,131,044	賞 与 引 当 金	99,000
有 形 固 定 資 産	1,062,547	プ ロ グ ラ ム 保 証 引 当 金	509
建 物	212,205	そ の 他	865
構 築 物	116	固 定 負 債	357,826
機 械 及 び 装 置	0	退 職 給 付 引 当 金	248,100
車 両 運 搬 具	693	長 期 未 払 金	89,920
工 具 、 器 具 及 び 備 品	23,974	資 産 除 去 債 務	1,650
土 地	796,257	繰 延 税 金 負 債	15,455
建 設 仮 勘 定	29,300	そ の 他	2,700
無 形 固 定 資 産	12,125	負 債 合 計	785,027
ソ フ ト ウ ェ ア	10,762	純 資 産 の 部	
そ の 他	1,363	株 主 資 本	5,119,582
投 資 そ の 他 の 資 産	1,056,370	資 本 金	382,259
投 資 有 価 証 券	734,292	資 本 剰 余 金	295,807
関 係 会 社 株 式	181,400	資 本 準 備 金	287,315
長 期 貸 付 金	57,720	そ の 他 資 本 剰 余 金	8,492
長 期 前 払 費 用	17,702	利 益 剰 余 金	4,492,774
保 険 積 立 金	105,496	利 益 準 備 金	3,640
そ の 他	10,626	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,489,134
貸 倒 引 当 金	△50,867	別 途 積 立 金	800,000
資 産 合 計	6,213,040	繰 越 利 益 剰 余 金	3,689,134
		自 己 株 式	△51,259
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	308,430
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	308,430
		純 資 産 合 計	5,428,013
		負 債 純 資 産 合 計	6,213,040

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年8月1日から)
(2026年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,078,127
売上原価		2,317,626
売上総利益		760,500
販売費及び一般管理費		491,900
営業利益		268,600
営業外収益		
受取利息	7,138	
受取配当金	20,768	
為替差益	16,283	
受取家賃	10,254	
その他	5,715	60,159
営業外費用		
障害者雇用納付金	1,200	
投資事業組合運用損	4,906	
貸倒引当金繰入額	7,101	
その他	214	13,422
経常利益		315,337
税引前当期純利益		315,337
法人税、住民税及び事業税	107,282	
法人税等調整額	△18,786	88,495
当期純利益		226,841

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考)

連結貸借対照表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,422,085	流 動 負 債	456,380
現 金 及 び 預 金	3,850,638	買 掛 金	12,241
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	496,494	1年内返済予定の長期借入金	6,325
仕 掛 品	587	未 払 法 人 税 等	19,108
そ の 他	78,532	賞 与 引 当 金	100,860
貸 倒 引 当 金	△4,167	プ ロ グ ラ ム 保 証 引 当 金	509
固 定 資 産	1,999,031	そ の 他	317,336
有 形 固 定 資 産	1,101,292	固 定 負 債	400,639
建 物 及 び 構 築 物	244,430	長 期 借 入 金	31,335
土 地	796,257	退 職 給 付 に 係 る 負 債	250,673
そ の 他	60,604	長 期 未 払 金	91,053
無 形 固 定 資 産	13,143	繰 延 税 金 負 債	16,461
投 資 そ の 他 の 資 産	884,595	そ の 他	11,115
投 資 有 価 証 券	734,292	負 債 合 計	857,020
繰 延 税 金 資 産	805	純 資 産 の 部	
そ の 他	150,697	株 主 資 本	5,255,666
貸 倒 引 当 金	△1,200	資 本 金	382,259
資 産 合 計	6,421,117	資 本 剰 余 金	295,807
		利 益 剰 余 金	4,628,858
		自 己 株 式	△51,259
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	308,430
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	308,430
		純 資 産 合 計	5,564,096
		負 債 純 資 産 合 計	6,421,117

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考)

連結損益計算書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,239,104
売上原価		2,432,275
売上総利益		806,828
販売費及び一般管理費		549,257
営業利益		257,570
営業外収益		
受取利息	7,629	
受取配当金	20,770	
為替差益	16,283	
受取家賃	4,854	
その他	8,821	58,358
営業外費用		
支払利息	136	
障害者雇用納付金	1,200	
投資事業組合運用損	4,906	
その他	452	6,694
経常利益		309,235
税金等調整前当期純利益		309,235
法人税、住民税及び事業税	109,208	
法人税等調整額	△17,639	91,569
当期純利益		217,666
親会社株主に帰属する当期純利益		217,666

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年9月25日

株式会社大和コンピューター
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹 山 直 孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大和コンピューターの2025年8月1日から2026年7月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項についてEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月28日

株式会社大和コンピューター 監査役会

常勤監査役 松 宮 民 夫 ㊟

監 査 役 阿 部 修 二 ㊟

監 査 役 谷 川 雅 一 ㊟

(注) 監査役阿部修二、谷川雅一の両名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金19円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は73,624,620円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年10月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役を1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 数 (株)
1	なかむらけんじ 中 村 憲 司 (1958年12月20日生)	1984年4月 日本アイ・ビー・エム㈱入社 1987年1月 当社入社 1988年7月 当社取締役就任 1999年9月 当社専務取締役就任 2001年6月 京滋帝燃㈱(現 ティネン㈱) 取締役就任(現任) 2002年5月 アイ・アンド・コム㈱(大阪) 代表取締役就任 2002年5月 アイ・アンド・コム㈱(東京) 代表取締役就任 2002年5月 アイ・アンド・コム㈱(沖縄) 代表取締役就任 2002年5月 当社代表取締役社長就任 2006年4月 i and com. Co., Ltd. 代表取締役就任 2006年11月 当社代表取締役兼営業本部長就任 2008年10月 帝燃産業㈱取締役就任(現任) 2011年8月 当社代表取締役社長兼NB推進本部長就任 2017年2月 ㈱ルーツ代表取締役就任 2025年2月 当社代表取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] ティネン㈱取締役 帝燃産業㈱取締役	699,970
【取締役候補者とした理由】 1987年の入社以来、重要な役職を歴任し経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。2002年5月からは代表取締役として当社グループの成長戦略を牽引しております。また、取締役会では議長として適切な議事運営を行うとともに、重要事項の決定及び業務執行の監督を行っております。今後も代表取締役としてリーダーシップを発揮し、様々な経営判断や意思決定を担うにふさわしい人物であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 数 (株)
2	すず き よし ひと 鈴 木 義 人 (1962年 6 月25日生)	1985年 4 月 当社入社 1997年11月 当社取締役就任 2004年 8 月 当社取締役営業部長就任 2006年11月 当社取締役ソリューション統括本部（現 ソリューション本部）長就任 2017年12月 当社取締役常務執行役員ソリューション統括本部（現 ソリューション本部）長就任 2023年 9 月 浅小井農園㈱代表取締役就任（現任） 2025年 2 月 当社取締役専務執行役員就任（現任） [重要な兼職の状況] 浅小井農園㈱代表取締役	39,240
	【取締役候補者とした理由】 1985年の入社以来、ソフトウェア開発部門に従事し、1997年11月に取締役に就任し、営業部長、取締役常務執行役員を経て、現在は取締役専務執行役員を務めております。また、2023年 9 月からは当社100%子会社である浅小井農園㈱の代表取締役を務め、豊富な経験と実績を有しております。これらのことから、様々な経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
3	てら かわ ひで のぶ 寺 川 英 信 (1970年 6 月 1 日生)	1993年 4 月 当社入社 2015年11月 当社経営企画部業務部長就任 2020年 2 月 当社執行役員経営企画部部長就任 2023年11月 当社執行役員企画管理本部副本部長就任 2024年10月 当社取締役執行役員企画管理本部副本部長就任 2024年11月 当社取締役執行役員企画管理本部長就任（現任）	11,411
	【取締役候補者とした理由】 1993年の入社以来、ソフトウェア開発部門に従事し、経営企画部業務部長を経て、2020年 2 月に執行役員に就任し、現在は取締役執行役員企画管理本部長を務め、豊富な経験と実績を有しております。これらのことから、様々な経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	なか むら まさ あき 中 村 雅 昭 (1990年 5 月27日生)	2014年 4 月 住友商事㈱入社 2022年 5 月 当社入社 2023年12月 帝燃産業㈱取締役就任（現任） 2024年 8 月 当社N X推進室（現A I 戦略推進室）長兼社長室長就任 2025年 2 月 当社執行役員兼N B推進本部（現スマートテクノロジー推進本部）長兼N X推進室（現A I 戦略推進室）長兼社長室長就任（現任） 2025年11月 ㈱ルーツ代表取締役就任（現任） 2026年 1 月 ブリッジパークプロジェクトグループ㈱設立取締役就任（現任） [重要な兼職の状況] 帝燃産業㈱取締役 ㈱ルーツ代表取締役 ブリッジパークプロジェクトグループ㈱取締役	68,903
	【取締役候補者とした理由】 2022年 5 月に入社以来、主に広報 I R 関連業務に従事し、2024年 8 月にN X推進室（現A I 戦略推進室）長兼社長室長に就任。A I 活用を推進する組織の立ち上げにも取り組み、A I の社内浸透や事業活用に向けた体制整備を進めてまいりました。2025年 2 月から執行役員兼N B推進本部（現スマートテクノロジー推進本部）長兼N X推進室（現A I 戦略推進室）長兼社長室長を務めております。また、2025年11月からは当社100%子会社である㈱ルーツの代表取締役を務め、事業運営および組織マネジメントを担うなど、グループ経営に関する経験も有しております。これらの経験で培った幅広い視野、変革を推進する実行力を活かし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献できるものと判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 数 (株)
5	たしろきたる 田代 来 (1959年5月29日生)	1989年12月 大森会計事務所入所 1990年7月 オフィス田代(株) (経営コンサルタント会社) 設立代表取締役就任 (現任) 1994年4月 田代来税理士事務所所長就任 (現任) 2000年1月 (株)ゴード水処理技研専務取締役就任 (現任) 2003年4月 N C P (有)取締役就任 2004年4月 (株)創匠企画監査役就任 2006年7月 末永商事(株)監査役就任 2011年6月 末永商事(株)監査役退任 2014年10月 当社取締役就任 (現任) 2018年8月 (株)創匠企画監査役退任 [重要な兼職の状況] オフィス田代(株)代表取締役 田代来税理士事務所所長 (株)ゴード水処理技研専務取締役	—
【社外取締役候補者とした理由】 2014年10月に社外取締役として就任し、長年の税理士として培われてきた会計知識及び経営コンサルタントや他社での監査役としての経験を活かし、当社の経営判断に独立した立場から適切な助言をいただいております。税理士及び経営コンサルタントとしての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保することが期待される役割であり、この役割を果たすため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 候補者中村憲司氏は、ティネン(株)、帝燃産業(株)の取締役を兼任し、当社はティネン(株)、帝燃産業(株)との間にシステム販売、インフラ系の保守業務等の取引関係があります。
2. 候補者中村雅昭氏は、帝燃産業(株)の取締役を兼任し、当社は帝燃産業(株)との間にシステム販売、インフラ系の保守業務等の取引関係があります。
3. その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 候補者田代来氏は、社外取締役候補者であります。
5. 候補者田代来氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって12年となります。
6. 当社は、候補者田代来氏を、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。
7. 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。候補者田代来氏と当社との間で当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者として、当該契約を更新する予定であります。

【ご参考】

本総会終結後の取締役会のスキルマトリクスについて

当社の持続的な成長に向け、特に期待する分野を①企業経営、②財務・会計、③法務・リスクマネジメント、④監査・内部統制、⑤IT・DX・AI技術、⑥営業・マーケティングの分野と定義しております。取締役会メンバーのスキルについても適切に配置しており、その一覧は以下のとおりであります。

	氏名	当社における 地位	企業 経営	財務 ・ 会計	法務 ・ リスク マネジ メント	監査 ・ 内部統 制	IT ・ DX ・ AI技 術	営業 ・ マーケ ティン グ
取 締 役	中 村 憲 司	代表取締役 社長	●	●	●			
	鈴 木 義 人	取締役 専務執行役員			●		●	●
	寺 川 英 信	取締役 執行役員		●		●	●	
	中 村 雅 昭	取締役 執行役員	●				●	●
	田 代 来	社外取締役	●	●				
監 査 役	松 宮 民 夫	常勤監査役				●		
	谷 川 雅 一	社外監査役			●			
	辻 泰 崇	社外監査役		●		●		

(注) 取締役会メンバーに特に期待する分野を、最大3つまで記載しております。

上記一覧は、取締役会メンバーの有するすべての知見・経験を表すものではありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 数 (株)
1	まつ みや たみ お 松 宮 民 夫 (1959年8月13日生)	1983年4月 当社入社 2005年8月 当社社長室配属 2006年11月 当社社長室長就任 2010年10月 当社常勤監査役就任(現任)	17,223
	【監査役候補者とした理由】 1983年の入社以来、ソフトウェア開発部門に従事し、2005年8月から社長室に配属、社長室長を経て、2010年10月より常勤監査役として現在に至っており、豊富な経験と実績を有しております。これらのことから、引き続き常勤監査役としての役割を十分に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。		
2	たに がわ まさ かず 谷 川 雅 一 (1969年4月20日生)	1994年4月 T A C(株)入社 1999年3月 T A C(株)退社 1999年4月 司法研修所入所 2000年10月 弁護士登録 2000年10月 西川野村総合法律事務所(現 弁護士法人野村総合法律事務所)入所 2010年10月 当社監査役就任(現任) 2018年6月 但馬信用金庫員外理事就任	—
	【社外監査役候補者とした理由】 直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しており、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 数 (株)
3	つじ やす たか 辻 泰 崇 (1987年9月11日生)	2011年1月 永昌監査法人(現太陽有限責任監査法人) 入所 2014年8月 公認会計士登録 2015年6月 公認不正検査士登録 2016年4月 有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業部入所 2018年10月 辻公認会計士事務所設立代表就任(現任) 2022年12月 T A F コンサルティング(株)設立代表取締役就任(現任) 2024年7月 ハンワホームズ(株)社外取締役就任 2026年4月 サクラテック(株)社外取締役就任(現任) 2026年5月 ハンワホームズ(株)社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2026年8月 (株)田村ビルズグループ社外取締役就任(現任) [重要な兼職の状況] T A F コンサルティング(株)代表取締役 サクラテック(株)社外取締役 ハンワホームズ(株)社外取締役(監査等委員) (株)田村ビルズグループ社外取締役	—
	【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士および公認不正検査士として、財務・会計、内部統制ならびに不正リスクに関する高度な専門知識を有し、監査法人の社員として豊富な監査経験を積んでおります。また、他社の社外監査役および社外取締役を務めるなど、会社経営ならびに経営の監督・監査に関する幅広い経験を有しております。これらの専門性と経験を活かし、独立かつ客観的な立場から当社の経営を監査し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献いただけるものと判断し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者谷川雅一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者辻泰崇氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、候補者谷川雅一氏を、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。
5. 候補者辻泰崇氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員の候補者であります。
6. 候補者谷川雅一氏の社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって16年となります。当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、候補者辻泰崇氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含みます。)に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者として、当該契約を更新する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

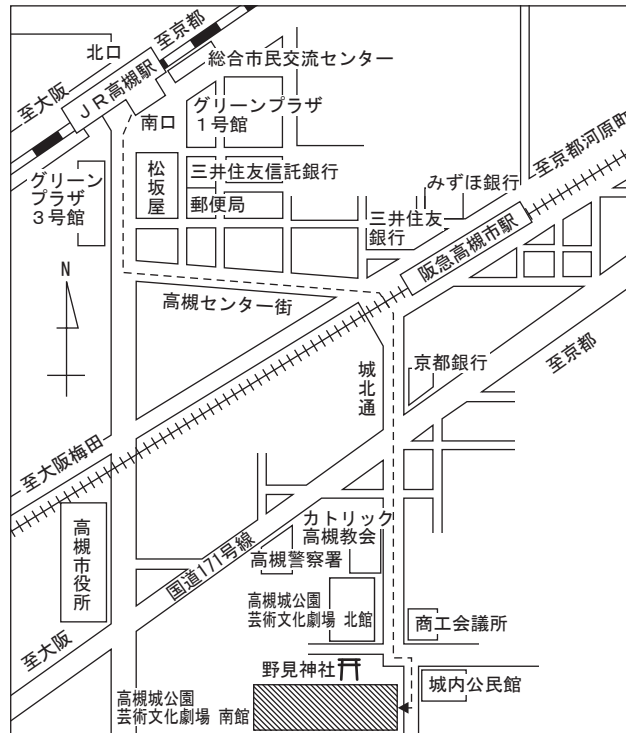
氏 名 (生年月日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 数 (株)
いし かわ むね たか 石 川 宗 隆 (1972年8月9日生)	1999年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2007年2月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2011年10月 税理士法人S.T.M総研入所 2022年6月 エスリード㈱取締役監査等委員就任(現任) 2022年12月 税理士法人S.T.M総研代表社員就任(現任) [重要な兼職の状況] 税理士法人S.T.M総研代表社員 エスリード㈱取締役監査等委員	—
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 直接会社の経営に関与した経験はありませんが、長年の公認会計士として培われてきた会計知識及び他社での監査役、監査等委員としての経験を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者石川宗隆氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者が、監査役に就任する場合に締結する責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。候補者石川宗隆氏が監査役に就任した場合には、社外監査役として当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含みます。)に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者石川宗隆氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者として、当該契約を更新する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

大阪府高槻市野見町6番8号
高槻城公園芸術文化劇場 南館
太陽ファルマテックホール
TEL 072-671-1061



■ JR高槻駅南口下車

高槻センター街経由城北通より南へ徒歩約15分

■ 阪急高槻市駅南口下車

城北通より南へ徒歩約8分

※会場が前回と異なっておりますので、お間違えないよう
ご注意ください。